

栃木県温泉利用審査会設置要綱

1 目的

温泉を公共の浴用又は飲用に供することに関し、適正な公衆衛生の確保を図るため、栃木県温泉利用審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 業務

審査会は、次の各号に掲げる事項について、協議及び審査を行う。

- 1 温泉の浴用及び飲用の審査に関すること。
- 2 温泉の禁忌症、適応症及び温泉利用上の注意事項に関すること。
- 3 その他温泉利用の公衆衛生に関すること。

3 構成

- 1 審査会は委員5名以内をもって構成する。
- 2 委員は、温泉療法、鉱泉分析及び公衆衛生（細菌学）に関して学識を有する者のうち、知事が委嘱する。

4 任期

委員の任期は3年とする。ただし、再任は妨げない。

5 会議

審査会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

6 費用

知事は委員に対して予算の範囲内で報償を支払う。

7 その他

- 1 審査会の運営に関する事務は、医薬・生活衛生課及び関係保健所が行う。
- 2 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、昭和62年1月9日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和63年1月4日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この内規適用の際現に委員に任命され、又は委嘱されている者の任期については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。